

# 規則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

## 埼玉県教育委員会規則第二十三号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関する」を「次の」に改め、同条に次の二号を加える。

一 県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。

二 高校改革統括監の庶務に関すること。

第十条第八号中「養護教員」を「養護教諭」に改め、同条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 栄養教諭その他の学校給食担当職員の研修に関すること。

部	
部長	副部長
上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。	部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、参事が置かれている場合の職務は、参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとし、副部長が二人以上置かれている場合であっても、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の指定がなされている者の職務は、当該指定事務に限るものとする。

第二十一条第一項の表中

を

部	部長	部	監
<p>上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p>	<p>副部長</p> <p>部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、高校改革統括監又は部の参事が置かれている場合の職務は、高校改革統括監又は部の参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとし、副部長が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の指定がなされている者の職務は、当該指定事務に限るものとする。</p>	<p>県立 高校改</p> <p>学校 革統括</p> <p>部</p>	<p>上司の命を受け、県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関する事で特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>

に改め、同表県立学校人

事課及び小中学校人事課の項職務の欄中「及び学校管理等の指導に関する総合調整の事務」を「、学校管理等の指導及び学校における働き方改革の推進に関する総合調整の事務、学校評価制度に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務その他特に指定された事項」に改め、同表県立学校人事課の項及び生涯学習推進課の項を削

り、同条第二項の表中

部		
部付	副参事	参事
従事する。	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員が担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員が担任する事務を監督し、事務を整理する。

を

部		参事
部付	副参事	
従事する。	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員が担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員が担任する事務を監督し、事務を整理する。

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。